

ご自身・ご家族・乗車中の方への補償

人身傷害共済・・・お客さまの過失にかかわらず十分な補償を提供！

《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、ご契約のお車または「他の自動車」に搭乗中や歩行中に死傷された場合、約款の損害額算定基準に基づいて算出した共済金をお支払いします。

こんな事故のときに...



出会い頭に相手トラックと接触事故でケガ!過失割合が40:60



電柱に衝突!同乗していた妻が大ケガで入院、子供が打撲で治療



Aさんが歩行中に、無保険車にはねられ入院

《例:過失割合40% (お客さま):60% (相手方) 共済金額5,000万円》

人身傷害共済に加入していない場合

- 相手方からの賠償金: $5,000万円 \times 60\% = 3,000万円$
- お客さまの自己負担: $5,000万円 \times 40\% = 2,000万円$

人身傷害共済に加入している場合

関自共がまとめて全額補償
(ご契約金額限度)

- お客さまやご家族の方が歩行中の事故でも補償します。(個人契約に限ります)
- 相手との面倒な交渉は不要です。



示談成立前でもお支払いします。

■ お支払いの対象になる損害 ■

入院・通院された場合	治療費などの実費	+	休業損害 働けない間の収入	+	精神的損害	など
後遺障害が残った場合	治療費などの実費	+	逸失利益 労働能力を喪失したことにより失った将来の収入	+	精神的損害	+ 将来の介護料 など
お亡くなりになった場合	治療費などの実費	+	逸失利益 お亡くなりになったことにより失った将来の収入	+	精神的損害	+ 葬儀費用 など

無共済車傷害特約

《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方が死亡したり、身体に後遺障害を被った場合で、他の自動車が無共済であったなど、十分な損害賠償が受けられないときに共済金をお支払いします。人身傷害共済で補償される場合は、人身傷害共済から優先的に共済金が支払われ、不足する額について無共済車傷害特約からお支払いします。 ※対人賠償共済に自動的にセットされます。

自損事故傷害特約

《共済金をお支払いする主な場合》

- 電柱との接触または崖からの転落などの自損事故により、保有者・運転者または搭乗中の方が死傷され、自賠償共済等から補償されない場合で、かつ人身傷害共済からも共済金が支払われないときに共済金を支払います。 ※対人賠償共済に自動的にセットされます。

搭乗者傷害共済

※医療共済金は「部位・症状別払」となります。

《共済金をお支払いする主な場合》

- 自動車事故により、ご契約のお車に搭乗中の方(運転者を含みます)が死傷されたり、身体に後遺障害を被られた場合、ご契約金額に基づいて共済金をお支払いします。

人身傷害共済・無共済車傷害特約・自損事故傷害特約 搭乗者傷害共済共通のお支払いできない主な場合

- 被共済者の故意または重大な過失によって生じた傷害・損害
- 戦争、外国の武力行使、暴動、地震・噴火・津波・革命・内乱・紛争・台風・高潮・こう水・核燃料物質等によって生じた傷害・損害
- 異常かつ危険な方法で自動車に搭乗中の者に生じた傷害・損害
- 被共済者が、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車に搭乗中に生じた傷害・損害
- 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等による運転により、その本人に生じた傷害・損害
- 被共済者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた傷害・損害
- 共済金を受取るべき者の故意などによって生じた傷害・損害(その者の受取るべき金額部分)
- ご契約のお車を競技・曲技のために使用すること、またはこれらを目的とする場所において使用することにより生じた損害